

小豆島町移住促進家賃等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住・定住の促進及び地域の活性化を図るため、小豆島町内に移住しようとする者（以下「移住者」という。）に対して、賃貸住宅等家賃及び契約時に係る初期費用の一部について、予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては、小豆島町単独町費補助要綱（平成18年小豆島町告示第2号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 小豆郡外で3年以上在住した後、進学、転勤以外の目的で平成28年3月1日以降に小豆島町に転入し、小豆島町に住民票の登録がある者
- (2) 定住 転入後、町内に永住し、又は相当期間、生活の本拠地を置くこと。
- (3) 民間賃貸住宅 補助対象者本人と建物の所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅（公的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、雇用促進住宅、三親等以内の親族所有の住宅を除く。）

(補助対象者)

第3条 移住促進家賃等補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす移住者とする。

- (1) 小豆島町に定住する意思があること。
- (2) 民間賃貸住宅を借り上げて家賃等を負担していること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活保護受給世帯、その他の公的賃貸補助を受けていないこと。
- (4) 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。
- (5) 補助対象者が属する世帯の構成員（当該補助対象者及びその者と生計を一にする親族をいう。以下「世帯構成員」という。）に暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員がいないこと。
- (6) 世帯構成員が県税、町税、その他の町に納付すべき金銭を滞納していないこと。
- (7) 世帯構成員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 補助対象者を含む全ての世帯員が、小豆島町東京圏Uターン移住支援事業補助金を受給していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町内に定住しないことが明らかであると町長が認める者は、補助金の交付対象としないことができる。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小豆島町に住民登録した後3月以内に移住促進家賃等補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 申請者は、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、

次年度以降も継続して申請する場合は、書類の添付を一部省略することができる。

- (1) 住民票謄本（続柄の記載されたもの）
- (2) 申請者の戸籍の附票（日本国籍を有する場合）
- (3) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 納税証明書（初年度については前住所地のもの）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、移住促進家賃等補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきでないものと認めたときは、移住促進家賃等補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の内容に変更が生じたときは、移住促進家賃等補助金変更申請書（様式第5号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請により補助金の額又は補助金の交付対象期間を変更することと決定したときは、移住促進家賃等補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告等）

第7条 交付決定者は、次に掲げる期限までに移住促進家賃等補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 4月分から9月分まで 10月10日
- (2) 10月分から3月分まで 4月10日

（額の確定等）

第8条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、移住促進家賃等補助金確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知し、別表に掲げるところにより、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、移住促進家賃等補助金交付決定取消等通知書（様式第9号）により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき
- (2) 交付決定後の事情の変更により第3条第1項各号に掲げる要件を満たさないことが判明したとき
- (3) 第3条第2項の規定に該当すると認められたとき

(4) 賃貸借契約を解除し、小豆島町から転出したとき

(5) その他町長が必要と認めたとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 町長は、前2項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

区分	内容
住宅家賃補助金	賃借料（管理費、共益費及び駐車場使用料等を除く。）から、事業所で支給される住宅手当等を差し引いた額の2分の1（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）と2万円のいずれか低い額とする。ただし、転入した日の属する月の翌月から起算して24月までの家賃を対象とする。
住宅初期費用補助金	賃貸住宅契約時に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃支払保証料等）の合計額から、事業所で支給される初期費用に対する手当等を差し引いた額の2分の1（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）と6万円のいずれか低い額とする。ただし、申請者が最初に申請を行った1回分のみを対象とする。